

---

# 横浜港大さん橋マルシェ 2023

## 出店要項

---

横浜港大さん橋マルシェ2023

[事務局]神奈川新聞社クロスメディア営業局内

045-227-0800

---

## テーマ

---

普段は立ち入る事が出来ない大さん橋岸壁で、食と人とを繋ぐ2日間を楽しもう

---

### 出店条件

---

- 安心で美味しい食べ物を生産・加工している団体(法人問わず)、個人
- 日用雑貨、ハンドメイド、クラフトを製造・加工している団体(法人問わず)、個人
- 出店生産者、または、生産者代理人が直接販売すること

【 出店生産者・生産者代理人とは 】

- ・出店生産者とは、自ら出店して、その生産した農林水産物および加工品等を販売する生産者をいいます。
- ・生産者代理人とは、生産者から指名を受け当該生産者の生産する農林水産物および加工品等を販売する代理人をいいます。

【遵守基準(必ず守らなければいけない事項)】

- 国内産農林水産物
- 国内産農林水産物を主原料とした加工食品 及び 日用品
- 国内で製造された雑貨及び日用品で環境に配慮していることが明らかなもの
- その他、横浜港大さん橋マルシェ 2023 事務局が販売を認めたもの

【推奨基準(横浜港大さん橋マルシェを良くしていくための目標)】

- 農産物販売で、地場野菜の占める割合は60%以上を推奨
- 農薬や化学肥料の使用を極力控えるなど、安心、環境に配慮した農産物の販売を推進
- 気候風土を活かし、旬を重視した生産物の販売を推奨
- 地域の特色を活かした生産物の販売を推奨
- 有機農産物、特別栽培農産物などの販売は、第三者認証を取得することを推奨

【販売方法】

- 来場者と会話をしながらの対面販売となります。
- 生産者の顔が見えるディスプレイを心がけてください。



---

## 出店のお申込みについて

---

### ①【出店申込み】

○本出店要項をお読みいただき、「出店申込書」に必要事項をご記入の上、ファックス、メールにて事務局へお申し込みください。

⇒ファックス：045-227-0765

⇒Eメール：[r-ochiai@kanagawa-shimbun.jp](mailto:r-ochiai@kanagawa-shimbun.jp) または [y-hirao@kanagawa-shimbun.jp](mailto:y-hirao@kanagawa-shimbun.jp)

○出店審査に10日間ほどお時間をいただくことがございます。



### ②【事務局からの案内】

○横浜港大さん橋マルシェ 2023 事務局から出店について、出店お申込み後3週間以内に詳しいご案内をいたします。



### ③【準備】

【出店区画】

○出店のための準備をしてください。

○不明点は事務局にご相談ください。

○申し込み内容に変更等があった場合は、速やかに事務局へご連絡ください。



### ④【出店参加費のお振込み】

○横浜港大さん橋マルシェ 2023 事務局の指定する金融機関口座へお振込みをお願いいたします。（恐れ入りますが振り込み手数料はご負担をお願いいたします）



### ⑤【当日】

○マルシェ出店の受付をしてください。商品の搬入後、ブースで販売準備をしていただき、販売スタート。

---

## 出店・販売に関することについて

---

### 【搬入と撤去について】

○搬入 8時00分～9時30分／搬出 16時30分～18時を予定しています。搬入出経路など詳細については、出店マニュアル等でお知らせします。

○出店者は、時間内に区画の装飾、商品の搬入を行い、指定の時間までに区画装飾と販売準備を完了してください。

○区画装飾等は初日に現場に残して頂けますが、野外のため販売商品を会場に残していくことは、品質管理・盗難リスクの防止のためご遠慮ください。

○会場や駐車場の閉鎖時間を考慮して退出準備をし、搬出時間をお守り下さい。

○無断で退出は禁止です。緊急事態の際は事務局に届け出、スタッフの指示に従ってください。

○区画内を必ず原状復旧して下さい。

○商品や発生したゴミは必ずお持ち帰りください。

### 【 出店区画とディスプレイについて 】

- 生産者・生産法人名表示は事務局で用意します。区画内に掲示してください。
- 区画内でのディスプレイや什器の持ち込みは自由ですが、通路や隣の区画にまではみ出すことがないようにお願いいたします。
- 音楽や映像による販売促進の演出は可能ですが、他のブースの迷惑にならない範囲でお願い致します。他のブースから苦情が発生した場合、改善を求める場合があります。
- 出店に必要なもの(つり銭・レジ袋・什器・クロス等)・昼食等は各自でご用意ください。
- プライスやポップ類はお客様が見やすいものをご準備してください。

### 【 出店中のご注意 】

- イベント開催中に来場者・出店者などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと主催者が判断した場合、主催者は出店中止の申し入れを行う権利を持ちます。また、出店者はこれに従うものとします。
- 会場内での出店者同士もしくはお客様とのトラブルに関して、主催者側では責任を負いかねますので、各自で誠意をもって対応してください。
- 現金・貴重品・販売品等は、自己管理してください。会場内で盗難等の被害に遭われても、主催者側で責任を負いません。
- 会場における共有スペースにおける警備責任は、主催者側が負うものとします。
- 会場施設を損傷した場合は、原状復旧を原則とし、それにかかる実費を請求させていただきます。
- 出店者は、会場に適用される全ての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。

### 【 服装・ユニフォーム 】

- 基本的には自由ですが、お客様から見て衛生的な服装を心掛けてください。

### 【 電気の使用 】

- 事前準備及び別途費用が必要になりますので、必要な電気量をお調べのうえ事前に事務局までご相談ください。

### 【 火気の使用 】

- エプロン内は危険物の持ち込みおよび火気の使用は原則禁止です。ただし、営業許可を取っているキッチンカー内では使用可です。

### 【 ゴミ・清掃について 】

- 販売や試食の際に生じるゴミ類は各自でお持ち帰りのうえ処分願います。
- 区画内の清掃は各出店者の責任において行っていただきます。
- 廃棄品や区画内および周辺のゴミ等は責任をもってお持ち帰りください。
- 来場者が出したゴミは主催者が責任を持って処理します。

### 【 喫煙について 】

- 大さん橋エプロンは禁煙です。指定の喫煙スペースを利用してください。

### 【 個人情報の取り扱いについて 】

- 出店者は、本イベントを通じて個人情報を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をおこなう必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いいたします。また取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用してください。万一、来場者に損害が生じた場合、主催者は責任を負いません。

---

## 食品の販売・調理の諸注意

---

### 【商品に合わせた適正な温度管理】

- 食品衛生に十分に注意してください。
- 食品における、食中毒やその他の事故が起きた場合は一切の責任をとること。
- 生鮮品、加工品のどちらも、各商品の表示に記載された保存方法・温度管理を厳守して販売すること。
- 要冷蔵・要冷凍の場合は、適正な温度を保つことができる冷蔵・冷凍ショーケースを使用すること（※発砲スチロールの箱、氷等の対応では不十分ですので、ご注意ください）。
- 屋外での販売となるため、場合によっては販売を見合わせていただく商品もあります。

### 【試食・試飲について】

- ご希望の試食・試飲方法を出店申込書に記載ください。事務局で確認を取らせていただきます。

### 【乳類、食肉、魚介類の販売許可の確認、申請】

- 加工品、または移動販売者で許可を申請されている場合を除き、乳類・食肉(生肉・味付けした生肉を含むなど)・魚介類の販売はできません。

### 【食品表示について】

- 容器包装に入れられた食品は原則、食品表示が必要となります。
- 表示の相談については製造所・加工所を管轄する保健所にご相談ください。

### 【横浜市中保健センターへの営業・廃業届の提出について】

- 所轄する横浜市中保健センターへ事務局から「営業・廃業届」を提出します。その中に、食品販売について次の記載事項があります。

- (1).出店者名
- (2).食品取扱責任者名
- (3).催事当日の連絡先(携帯番号)
- (4).品目名と提供数
- (5).その品目製造場所、仕入先、野菜・果物であれば農園の場所、総菜類は仕入れ先(名称・所在地など場所・店舗が特定できる情報)

- 出店決定後に事務局から届出書をご案内しますので、記載後に事務局宛に送付をお願いします。

### 【酒類の販売について】

- 「期限付酒類小売業免許」が必要になります。すでに「酒類販売業免許」または「酒類製造免許」を受けている場合に届出・申請が可能となりますので、酒類免許を持っていない出店者は、お酒の販売は出来ません。
- 「期限付酒類小売業免許」の「届出(開催日の10日前まで)」もしくは「申請(開催日の2週間前まで)」を所轄税務署の横浜中税務署に行ってください。
- 申請・届出に必要な「出店許可証」等の必要書類については、事務局宛にメールで申請してください。

---

## 天候および開催可否について

---

- 大雨及び台風などの悪天候時、及び強風などによる事故の恐れがあるときには、開催を中止する場合があります。
- 当日の朝 6 時 00 分までに事務局で協議・判断をし、開催可否については御案内します。
- 天候等により開催を中止した場合でも出店料の返金（※）および損失補填は行いません。あらかじめご了承ください。※会場設営費、広報費等の経費として使用しているため

---

## その他

---

- 本規約に記載されていない協議事項が発生した場合には、主催者・出店者がお互いに真摯に話し合い、合意に向けて努力するものとします。また、出店に際して必要な書類・情報がある場合、出店者は主催者に対してその開示、請求ができるものとし、主催者はできるだけその要求に応えます。
- 横浜港大さん橋マルシェ 2023 事務局では、出店の皆様が気持ちよくご出店いただけ、また、安全で円滑なマルシェのため公平で秩序ある運営を行ってまいりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。